◎所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 三段表

〇所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 【第一条関係】

(傍線部分は改正部分、
網掛け部分は修正部分

第五十七条の二 居住者が、各年において特 第二(給与所得者の特定支出の控除の特例)	4 (略)	を超える場合 二百四十五万円	六 前項に規定する収入金額が千五百万円	計額	た金額の百分の五に相当する金額との合	万円と当該収入金額から千万円を控除し	え千五百万円以下である場合 二百二十	五 前項に規定する収入金額が千万円を超	一~四 (略)	定める金額とする。	各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に	3 前項に規定する給与所得控除額は、次の 3	2 (略)	第二十八条 (略) 第二十八条	(給与所得)	修正後
第五十七条の二 居住者が、各年において特(給与所得者の特定支出の控除の特例)	4 (同上)	を超える場合 二百三十万円	六 前項に規定する収入金額が千二百万円	計額	た金額の百分の五に相当する金額との合	万円と当該収入金額から千万円を控除し	え千二百万円以下である場合 二百二十	五 前項に規定する収入金額が千万円を超	一~四 (同上)			5 (同上)	2 (同上)	第二十八条 (同上)	(給与所得)	改正後
第五十七条の二 居住者が、各年において特(給与所得者の特定支出の控除の特例)	4 (同上)	を超える場合 二百四十五万円	六 前項に規定する収入金額が千五百万円	計額	た金額の百分の五に相当する金額との合	万円と当該収入金額から千万円を控除し	え千五百万円以下である場合 二百二十	五 前項に規定する収入金額が千万円を超	一~四 (同上)			3 (同上)	2 (同上)	第二十八条 (同上)	(給与所得)	現行

額を控除した金額とする。 同条第二項の残額からその超える部分の金 同項及び同条第四項の規定にかかわらず、 定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場 えるときは、その年分の第二十八条第二項 合の区分に応じ当該各号に定める金額を超 定支出をした場合において、 (給与所得)に規定する給与所得の金額は その 年中の特

る金額 する給与所得控除額の二分の一に相当す る給与等 万円以下である場合 「給与等」という。)の収入金額が千五百 その年中の第二十八条第一項に規定す (以下この項及び次項におい 同条第二項に規定

万円を超える場合 その年中の給与等の収入金額が千五 百

百二十五

一万円

2

2

2

補 お 係る給与等の支払をする者(以下この れる部分につき所得税が課されない場合に 次に掲げる支出 填される部分があり、 いて「給与等の支払者」という。)により 前 項に規定する特定支出とは、 (その支出につきその者に かつ、 その補填さ 居住者の 頃に

> ず、 定支出 は、 その年分の同項に規定する給与所得の金額 \mathcal{O} 二分の一に相当する金額を超えるときは、 定支出をした場合において、 (給与所得) 金額を控除 同条第二項の残額からその超える部分 同項及び同条第四項の規定にか の額の合計額が第二十八条第二項 した金額とする。 に規定する給与所得控除額の その年中 か わら 0 特

(削る)

(削る)

分があり、 等の支払者」という。) により補填される部 支払をする者 係る第二 次に掲げる支出 前項に規定する特定支出とは、 一十八条第 か つ、 (以下この項において (その支出につきその者に その補填される部分につ 項に規定する給与等の 居住者の 「給与

額を控除した金額とする。 同条第二項の残額からその超える部分の金 同項及び同条第四項の規定にかかわらず、 合の区分に応じ当該各号に定める金額を超 定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場 えるときは、その年分の第二十八条第二項 定支出をした場合において、 (給与所得) に規定する給与所得の金額は その年中 -の特

る金額 する給与所得控除額の二分の る給与等 万円以下である場合 給与等」という。) その年中の第二十八条第 (以下この項及び次項において 0 収入金額が千五 同条第一 項に規定す 一に相当す 一項に規定

その年中の給与等の収入金額が千五

百

れる部分につき所得税が課されない場合に 補填される部分があり、 お 係る給与等の支払をする者 次に掲げる支出(その支出につきその者に いて「給与等の支払者」という。)により 前項に規定する特定支出とは、 万円を超える場合 百二十五万円 かつ、その補填さ (以下この 居住 者 項 \mathcal{O}

おける当該補填される部分を除く。)をい	き所得税が課されない場合における当該補	おける当該補填される部分を除く。)をい
う。	填される部分を除く。)をいう。	う。
一~六 (略)	一~六 (同上)	一~六 (同上)
3~5 (略)	3~5 (同上)	3~5 (同上)
別表第二年から八まで(現行どおり)	別表第二三から八まで(略)	別表第二年から八まで(略)
別表第三三から八まで(現行どおり)	別表第三年から八まで(略)	別表第三三から八まで(略)
別表第四(現行どおり)	別表第四(略)	別表第四 (略)
別表第五九(現行どおり)	別表第五仇 (略)	別表第五仇(略)

○所得税法 【第二条関係】

	傍線
	部分はな
	改改正
ı	部八
•	紹
	網掛け部分は修
	部分
	は修正
	正部分)
	分
	1

別表第三年から八まで(第一条による改正前のとおり)	第一条による改正	4 (略)	を超える場合 二百四十五万円	六 前項に規定する収入金額が千五百万円	計額	た金額の百分の五に相当する金額との合	万円と当該収入金額から千万円を控除し	え千五百万円以下である場合 二百二十	五 前項に規定する収入金額が千万円を超	一~四 (略)	定める金額とする。	各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に	3 前項に規定する給与所得控除額は、次の	2 (略)	第二十八条 (略)	(給与所得)	修正後
別表第三二から出まで(略)	別表第二三から出まで(略)	4 (同上)	える場合 二百二十万円	五 前項に規定する収入金額が千万円を超						一~四 (同上)			3 (同上)	2 (同上)	第二十八条 (同上)	(給与所得)	改正後
別表第三にから八まで(略)	別表第二年から八まで(略)	4 (同上)	を超える場合 二百三十万円	六 前項に規定する収入金額が千二百万円	計額	た金額の百分の五に相当する金額との合	万円と当該収入金額から千万円を控除し	え千二百万円以下である場合 二百二十	五 前項に規定する収入金額が千万円を超	一~四 (同上)			3 (同上)	2 (同上)	第二十八条 (同上)	(給与所得)	現行

別表第五九	別表第四	
(第一条による改正前のとおり)	(第一条による改正前のとおり)	前のとおり)
別表第五仇	別表第四	
(略)	(略)	
別表第五仇	別表第四(欧	
(略)	哈)	
	(第一条による改正前のとおり) 別表第五仇 (略)	(第一条による改正前のとおり) 別表第五九 (略) 別表第四九 (略) 別表第四元

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)

十四条関係】

(傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分)

修正後	改正後	現行
(定義)	(定義)	(定義)
第四十条 (略)	第四十条 (同上)	第四十条 (同上)
一 内国法人 法人税法第二条第三号に規	一 内国法人 法人税法第二条第三号に規	一 内国法人 法人税法 (昭和四十年法律
定する内国法人をいう。	定する内国法人をいう。	第三十四号)第二条第三号に規定する内
		国法人をいう。
二~九 (略)	二~九 (同上)	二~九 (同上)
十 指定期間 平成二十四年四月一日から	十 指定期間 平成二十四年四月一日から	十 指定期間 平成二十四年四月一日から
平成二十七年三月三十一日までの期間を	平成二十六年三月三十一日までの期間を	平成二十七年三月三十一日までの期間を
いう。	いう。	いう。
十一~二十 (略)	十一~二十 (同上)	十一~二十 (同上)
(課税事業年度)	(課税事業年度)	(課税事業年度)
第四十五条 この章において「課税事業年度」	第四十五条 この章において「課税事業年度」	第四十五条 この章において「課税事業年度」
とは、法人の指定期間内に最初に開始する	とは、法人の指定期間内に最初に開始する	とは、法人の指定期間内に最初に開始する
事業年度開始の日から同日以後三年を経過	事業年度開始の日から同日以後二年を経過	事業年度開始の日から同日以後三年を経過
する日までの期間内の日の属する事業年度	する日までの期間内の日の属する事業年度	する日までの期間内の日の属する事業年度
をいう。	をいう。	をいう。
2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度	2 (同上)	2 (同上)

第

始する事業年度開始の日から同日以く。) その法人の同日以後最初に開を有する法人(②に掲げる法人を除犯 指定期間の初日の属する事業年度	行われた場合における当該合併法人それぞれ次に定める期間をいう。)内に象期間(次に掲げる法人の区分に応じ	当該被合併法人又は合併法人の課税対ものをいう。)であるものに限る。)が規模が大きいものとして政令で定める二号に規定する合併法人のうち、最も	法人又は当該適格合併に係る同条第十する適格合併法人が基準法人(当該被合併る被合併法人が基準法人(当該被合併る被合併法人が基準法人(当該被合併するあのとして政令で定める事業年度	は指定期間内の日の属する事業年度に準定める事業年度とする。
(1) 指定期間の初日の属する事業年度開始の日から同日以を有する法人(②に掲げる法人を除る方の。) その法人の同日以後最初に開いる。			イ (同上)	五(同上)
(1) 指定期間の初日の属する事業年度開始の日から同日以を有する法人(②に掲げる法人を除り、			イ(同上)	五(同上)

後三年を経過する日までの期間

(削る) 口 (略)

(2)

(略)

後二年を経過する日までの期間

(2) (同上)

口 (同上)

(削る)

後三年を経過する日までの期間

(2)(同上)

(同上)

口

3 各事業年度を課税事業年度とみなす。 所得税の額を含む。 該各事業年度終了の日の属する事業年度に る連結完全支配関係がある連結子法人の当 各事業年度終了の時において当該法人によ 該法人が連結親法人である場合には、 定により課される復興特別所得税の額(当 号イ及びロに掲げる所得(所得税法第百六 該各号に定める国内源泉所得で第十条第五 課税事業年度とされる事業年度を除く。 おいて第十条第四号イ及びロに掲げる所得 るものを除く。)とする。)につき前章の規 十一条第五号に掲げる配当等で政令で定め おいて第十条第四号イ及びロに掲げる所得 につき同章の規定により課される復興特別 条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当 (外国法人にあっては 法人が各事業年度)がある場合には (前二項の規定により 法人税法第百四十 当該

第四十七条 (略)

2 だし、 間 げる法人の区分に応じ当該各号に定める期 課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲 法人税額は、 各課税事業年度の基準 額とする。 年度のうち最後の課税事業年度の の月数の 各課税事業年度の課税標準法人税額は、 次の各号に掲げる法人の各課税事業 占め 基準法人税額に、 る割合を乗じて計算した金 法人税額とする。 当該最後 課税標準 た 0

一 事業年度の変更その他の事由により、
一 事業年度の変更その他の事由により、

5 (略) 二・三 (略

経過する日までの

期

(削る) (略

| 第四十七条 (同上)

2 だし、 間 げる法人の区分に応じ当該各号に定める期 額とする。 課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲 法人税額は、 年度のうち最後の課税事業年度の課税標準 各課税事業年度の基準法人税額とする。 各課税事業年度の課税標準法人税額は、 の月数の占 次の各号に掲げる法人の各課税事業 基準法人税額に、 める割合を乗じて計算した金 当該最: 後 0 た

経過する日までの期間 事業年度の変更その他の事由により、 財力を除く。) 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初 がの日から当該法人の指定期間内に最初 がの日から当該法人の指定期間内に最初 とこれが二十四月を に開始する事業年度開始の日以後二年を はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初 はの日から当該法人の指定期間内に最初

二•三 (同上)

(削る)

3

(同上)

第四十七条 (略)

2

年度 だし、 を乗じて計算した金額とする。 当該各号に定める期間の月数の占める割 うちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ 税額に、 事業年度の課税標準法人税額は、 下この項において同じ。)のうち最後の課 事業年度とみなされる事業年度を除く 各課税事業年度の基準法人税額とする。 各課税事業年度の課税標準法人税額 (第四十五条第三項の規定により課税 次の各号に掲げる法人の各課税事業 当該最後の課税事業年度の月数 基準法 ば、 た 0 人 税 以

一 事業年度の変更その他の事由により、 超える法人(次号及び第三号に掲げる法 がの日から当該法人の指定期間内に最初 がの日から当該法人の指定期間内に最初 に開始する事業年度開始の日以後三年を に開始する事業年度開始の日以後三年を に開始する事業年度開始の日以後三年を に開始する事業年度開始の日以後三年を

二・三 (同上)

同

上

第四十五条第三項の規定により課税事

業

4 3

九

ものとする。	税額は、第二項の規定にかかわらず、ない	年度とみなされる事業年度の課税標準法人

(傍線部へ
分は修正
部分)

六 (略)						十八年一月一日	定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定(平成二)	三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規	十二の二第六項第一号ニの改正規定、同法第四十一条の十三の	第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の	一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規定、同法	改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十	条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第五条の二第六項の	五 第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第三	一~四 (略)	第一条 (略)	(施行期日)	附則	修正後
六(同上)	項の規定	第一項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四	一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六	四十一条の十二の二第六項第一号ニの改正規定、同法第四十	定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第	条の十一の改正規定、同法第三十七条の十五第一項の改正規	項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七	三条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第五条の二第六	ロー第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第	凡の改正規定並びに附則第四条、第六条及び第十七条の規定	第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五	十七条の二の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表	イ 第一条中所得税法第二十八条第三項の改正規定、同法第五	五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日	一~四 (同上)	第一条 (同上)	(施行期日)	附則	修正前

七 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

(略)

(削る)

ロ・ハ (略)

八~二十二 (略)

第四条 削除

第六条 削除

第十七条 削除

> 七 (同上)

(同上)

口 第二条の規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定

八~二十二 (同上)

(給与所得に関する経過措置)

第四条 について適用し、 新所得税法第二十八条の規定は 平成二十七年分以前の所得税については 平成二十八年分の所得税 なお

従前の例による。

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

第六条 の所得税について適用し 新所得税法第五十七条の二の規定は、 平成二十七年分以前の所得税について 平成二十八年分以後

なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十七条 新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、 平成二

法第百八十三条第一項に規定する給与等については、 に規定する給与等について適用し 十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項 同日前に支払うべき旧所得税 なお従前の

例による。

第二十三条及び第二十四条 削除

(給与所得に関する経過措置)

二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分の所得「平成二十九年新所得税法」という。)第二十八条の規定は、平成第二十三条 第二条の規定による改正後の所得税法(次条において

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

税については、

なお従前の例による。

十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。同日前に支払うべき第二条の規定による改正前の所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、規定は、平成二十九年一月一日以後に支払うべき平成二十九年新第二十四条。平成二十九年新所得税法別表第二から別表第五までの

財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な

第百五十五条 (同上)

第百五十五条

(略

財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な

2

(略)

(削る)

2 (同上)

3 新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に

終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

(給与所得控除に関する措置)

第百六十六条 条の二第 費の実態を踏まえつつ、 要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 額をいう。)を緩和し 特定支出の控除の特例に係る適用判定の基準 る場合における給与所得控除額を引き下げ るよう、 平成二十七年三月三十一日までに、 一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金 政府は、 及びその控除対象の範囲を拡大するため必 給与所得者の実額控除の機会拡大が図られ その年中の給与等の収入金額が高額であ 給与所得者の必要経 並びに給与所得者の (所得税法第五十七 (新設)

(車体課税に関する措置)

第百六十七条 要な法制上の措置を講ずるものとする 動車税の課税をいう。 より国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑 を含む。)の引上げがこれらを一層増大させることになること等に 販売業等に重大な影響を与えており その税負担が我が国の基幹的な産業である自動車製造業 税が課される等自動車の取得等に係る国民の税負担が重く 二十七年三月三十一日までに 般に普及している現状においては 車体課税 次条及び第百六十九条において同じ。)とともに自動車取得 政府は、 (自動車重量税 以下この項において同じ。) 自動車の取得に関し消費税(地方消費税を 自動車取得税 次に掲げる措置を実施するため必 自動車が交通手段として国 消費税率 自動車税及び軽自 について (地方消費税率 自動車 かつ、 平成

自動車取得税を廃止すること。

(新設)

に規定する自動車重量税率の特例を廃止すること。二の規税特別措置法第九十条の十一から第九十条の十一の三まで

施策をいう。)を図ること。担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の軽減に資するための三 車体課税(自動車取得税の課税を除く。)の更なる簡素化、負

う適切な措置を講ずるものとする。
し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保2 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、これによ

(消費税の逆進性を緩和するための施策に関する措置)

第百六十八条 る。 の措置を講ずることにより、 複数税率等の施策の導入について検討を加え、 第七条第一号イの総合合算制度及び給付付き税額控除 税法の一 の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費 高くなる傾向にあることをいう。)を緩和する観点から、 家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が 同法第三条の規定の施行の日までに (昭和六十三年法律第百八号) 部を改正する等の法律 政府は 消費税の逆進性 同条の規定による改正後の消費税法 の円滑な施行を確保するものとす (平成二十四年法律第六十八号) 必要な法制上の措置その他 (所得の少ない世帯ほど、 その結果に基づき、 同号ロの 社会保障

(新設)

(医療、

介護等に係る消費税の課税の在り方に関する措置)

ものとする。	果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずる	について、平成二十七年三月三十一日までに検討を加え、その結	第百六十九条(政府は、医療、介護等に係る消費税の課税の在り方
			(新設)